

ひらめき箱(意見・要望等)対応状況

番号	27	開封日	令和元年10月15日
ご 意 見			
<p>副市長の選任が市議会で否決された記事を新聞で見ました。 賛成反対された方のコメントも載っていましたが、良くわかりません。 どの組織にも大なり小なり正を補佐する副は必要と思うのですが、新聞を見る限り、市議会がどのような議論を行い、不必要と判断されたのかはわかりません。</p> <p>また、3人の方が無記名投票という自分たちの意思が他人にわからないという私達には信じられない方法で決めることを提案されたとありましたが、どういうことなのか、あまりにも無責任ではないですか。</p> <p>私は、市議会も市民にわかるような活動はすべきだと思います。</p> <p>8人が賛成し、9人が反対したとのことですが、誰がどのような理由で賛成したのか、反対したのか、また18人だからもう一人はどうしたのか、一人一人の賛否とその理由を、私たちにも教えてください。</p> <p>また、副市長がいないことで私たちが困ることがあるのかどうか、私はわかりませんが、市議会はわかっているはずだと思います。</p> <p>もし、その時は、市役所だけが悪いのではなく、反対された市議会にも責任があると思いますが、その時は市議会も責任を取られるのですか。 教えてください。</p>			
回 答			
<p>ご意見をいただきましてありがとうございます。</p> <p>今回いただきましたご意見につきまして、議会事務局でお答えできます範囲で回答させていただきます。</p> <p>まず、議会では、その意思決定の手段として「表決」というものがございます。これは議会の意思決定に議員個々が参加するための手段で、議題に対し賛否の意思表示をし、それを集計することでございます。</p> <p>表決には、人吉市議会会議規則第77条第1項に「議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する」という規定がございますが、副市長の選任に関しては3人の議員から無記名による投票要求書が提出されたことに伴い、人吉市議会会議規則第78条第1項の「議長が必要と認めるとき、又は出席議員3人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる」との規定に基づき無記名投票としたところでございます。</p> <p>また、議員18人に対し有効投票数が17人であったことにつきましては、地方自治法第116条第2項に「議長は、議員として議決に加わる権利を有しない」と規定されておりますことから、議長を除く17人の議員で表決を</p>			

行ったものでございます。

その他のお尋ねにつきましては、お答えをいたしかねますので、ご了承賜りますようお願いいたします。

また、この度いただきましたご意見につきましては、全議員に対し周知を図ってまいりたいと存じます。

このたびは貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。